



税金・年金

市税

市では市民のみなさんが健康で快適な暮らしができるように、道路、下水道、公園の整備、教育、福祉の充実、消防や災害対策など、いろいろな仕事をしています。これらを行うためには、たくさんの費用が必要ですが、“市税”はその最も大切な財源となっています。

普通税

使いみちが特定されておらず、どの事業の費用にも充てることができる税金

目的税

特定の事業に要する費用に充ててことを目的とした税金

普通税	市民税	個人：前年中の所得に対して納める税金 法人：事業年度の所得に対して納める税金
	固定資産税	土地・家屋・償却資産の所有者が納める税金
	軽自動車税	バイク・軽自動車等の所有者が納める税金
	市たばこ税	たばこの製造者、特定販売業者および卸売販売業者が納める税金
目的税	入湯税	鉱泉浴場の入湯行為に対してかかる税金
	事業所税	事務所・事業所において事業を行う者が納める税金
	都市計画税	市街化区域内の土地や家屋の所有者が固定資産税と併せて納める税金

市民税

個人市民税

●申告

1月1日現在、奈良市内に住所を有する人、または奈良市外に居住している人で市内に事務所、事業所等を有する人は、3月15日までに、申告書を提出しなければなりません。ただし、次の人はその必要はありません。

- ・所得税の確定申告書を税務署に提出した人
- ・勤務先で年末調整を受け、奈良市へ給与支払報告書が提

出されている人(ただし、複数の所得があった人を除く)
※申告書は、市(県)民税の計算資料としてだけでなく、各種税務証明の発行に必要な書類です。必ず期限を守って申告しましょう。

●課税の基準と税率

前年中の所得及び控除を基礎に計算します。均等割と所得割があって、同時に県民税も合わせて課税されます。市県民税の税率は下表のとおりです。

●所得割の税率

課税所得(A)	市民税(B)	県民税(C)	市民税県民税計
所得－控除	6%	4%	10%

※分離課税の税率は、上記の表と異なります。

計算の仕方：〈市民税〉(A)×(B)、〈県民税〉(A)×(C)

●均等割の税率

市民税 3,500円

県民税 2,000円(森林環境税含む)

●市民税・県民税の納税方法について

市民税・県民税の納税方法には、「給与からの特別徴収」「公的年金からの特別徴収」「普通徴収」の3種類の方法があります。

給与からの特別徴収とは	通常、6月から翌年5月までの12回に分けて勤務先の事業所が毎月の給与から差し引いて市区町村に納付する方法です。
公的年金からの特別徴収とは	65歳以上で一定の公的年金所得がある方の公的年金所得に係る市民税・県民税を2か月に1回の公的年金の支払いの際に、公的年金の支払者が公的年金から差し引いて市区町村に納付する方法です。
普通徴収とは	市区町村からお送りする納税通知書で、通常、6月末、8月末、10月末、翌年1月末の4回の納期に分けて、納税義務者本人が金融機関等の窓口や口座振替により納付する方法です。

法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所等がある法人(会社等)等にかかる税金です。

法人市民税には、均等割と国税である法人税額に応じて負担する法人税割があります。

●納税義務者

- ・市内に事務所や事業所を有する法人
- ・市内に事務所や事業所を有しないが、寮・保養所などを有する法人
- ・市内に事務所や事業所を有する人格のない社団等で収益事業を行うもの
- ・市内に事務所や事業所を有する法人課税信託の受託者

●税率

均等割 法人等の資本等の金額、従業員数により算出

法人税割 法人税額×税率(8.4%)

●納税方法

それぞれの法人が定める事業年度終了後、一定期間内に法人が申告し、納めることになっています。

市たばこ税


市民税課
[0742-34-4725](tel:0742-34-4725)

市たばこ税は、たばこの製造業者等が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税金です。

●納税義務者

たばこの製造業者・特定販売業者・卸売販売業者

●税率

1,000本につき6,552円

●納税方法

たばこの製造業者等が毎月の売り渡し分をまとめて、翌月末日までに申告し、納めることになっています。

入湯税


市民税課
[0742-34-4725](tel:0742-34-4725)

入湯税は、鉱泉浴場の入湯行為に対してかかる税金です。

●納税義務者と税率

鉱泉浴場の一般入湯客(12歳以上)、1人1日につき150円

●納税方法

浴場経営者が毎月入湯客から徴収した入湯税をまとめて、翌月15日までに申告し、納めることになっています。

軽自動車税(環境性能割)

環境性能割は、取得価格が50万円を超える軽自動車等を新車、中古車を問わず取得した人に課されるもので、税額は、課税標準である取得価格に対し、燃費性能等に応じた税率(非課税～2%)を乗じて算出します。

軽自動車税(環境性能割)は市町村税となりますが、当分の間は、奈良県が賦課徴収を行います。これまでの軽自動車等の自動車取得税と同様に、軽自動車等の取得時に申告及び納付を行ってください。

●納税義務者

軽自動車等を取得した人。ただし、割賦(所有権留保付)販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

●税率

1. 乗用車

燃費性能等		税率	
		自家用	営業用
電気自動車		非課税	非課税
天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制からNOx10%以上低減達成車)			
ガソリン車			
ハイブリッド車(※1)	令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成		
	令和12年度燃費基準55%達成		
上記以外の軽自動車		2%	1%
			2%

※1 ガソリン車・ハイブリッド車のうち平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車または平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車に限りします。

2. 車両総重量2.5t以下のトラック

燃費性能等		税率	
		自家用	営業用
電気自動車		非課税	非課税
天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制からNOx10%以上低減達成車)			
ガソリン車 ハイブリッド車 (※2)	平成27年度燃費基準+25% 以上達成	1%	0.5%
	平成27年度燃費基準+20% 達成		
	平成27年度燃費基準+15% 達成	2%	1%
上記以外の軽自動車			2%

※2 ガソリン車・ハイブリッド車のうち平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車または平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車に限りします。

軽自動車税(種別割)


市民税課
[0742-34-4958](tel:0742-34-4958)

●課税の基準

4月1日現在、軽自動車、原動機付自転車などを所有している人に課税されます。

●年間の金額

車 種			税 率		
自 転 車	原動機付	総排気量が90cc以下のもの	2,000円		
		総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	2,400円		
		ミニカー※1	3,700円		
軽自動車※2	四輪（660cc以下のもの）	二輪（125ccを超え250cc以下のもの）	3,600円		
		三輪（660cc以下のもの）	新車新規登録から13年超過したもの	4,600円	
			H27年3.31以前新車新規登録	3,100円	
			H27年4.1以後新車新規登録	3,900円	
		乗用	営業用	新車新規登録から13年超過したもの	8,200円
				H27年3.31以前新車新規登録	5,500円
				H27年4.1以後新車新規登録	6,900円
			自家用	新車新規登録から13年超過したもの	12,900円
				H27年3.31以前新車新規登録	7,200円
				H27年4.1以後新車新規登録	10,800円
		貨物用	営業用	新車新規登録から13年超過したもの	4,500円
				H27年3.31以前新車新規登録	3,000円
				H27年4.1以後新車新規登録	3,800円
			自家用	新車新規登録から13年超過したもの	6,000円
	H27年3.31以前新車新規登録			4,000円	
H27年4.1以後新車新規登録	5,000円				
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円			
	その他	5,900円			
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）			6,000円		

※1 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもののうち、車輪間の距離が50cmを超えるもの、または車室を備えるものをいいます(屋根付三輪を除く)。

※2 H27年4.1以後新車新規登録の三輪、四輪については、初年度分に限り、一定の環境基準を達成した車両に対し、軽課税率が適用されます。

●標識の交付申請と廃車の申告

原動機付自転車(125cc以下のもの)と小型特殊自動車の標識交付申請と廃車申告は市民税課へ。他市町村の標識の原動機付自転車を持って転入した時は奈良市の標識に変更手続きをしてください。



税金・年金



その他の車種については以下で取り扱っています。

- 軽自動車(三輪・四輪)
軽自動車検査協会奈良事務所 ☎050-3816-1845
大和郡山市額田部北町980番地の3
- 二輪車(125ccを超えるもの)
近畿運輸局奈良運輸支局 ☎050-5540-2063
大和郡山市額田部北町981番地の2

● 原動機付自転車・小型特殊自動車を取得された時

新車の登録の場合は本人確認書類と販売業者の販売証明を持参してください。中古車の場合は本人確認書類と廃車証明書および譲渡証明書を持参してください。車種によりそれぞれの標識を交付します。

● 廃車の時

本人確認書類、標識(ナンバープレート)と標識交付証明書を持参してください。

● 盗難・遺失

警察へ盗難(遺失)届を出してから、問い合わせてください。

事業所税

 市民税課 ☎0742-34-4725

事業所税は、市内の事務所・事業所において、法人や個人が行う事業に対してかかる税金です。

● 納税義務者

事業所等の家屋の延床面積が1,000㎡または従業員数が100人を超える法人または個人

● 税率

資産割 1㎡につき年額600円

従業者割 従業者給与総額×0.25%

● 納税方法

法人または個人等が税額等を一定期間内に申告し、納めることになっています。

固定資産税

 資産税課 ☎0742-34-4726

● 納税義務者

1月1日現在、奈良市内における固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者です。1月2日以後の売買、新築増改築等による取得者の課税は翌年度からになります。

● 税額の算出方法

税額は、土地、家屋、償却資産の課税標準額に100分の1.4の税率を掛けて求めます。

● 納期

4月、7月、11月、翌年2月の4回

● 家を新築・建て替える時

一定の要件を満たす住宅を新築すると土地・家屋の税負担が軽減されます。また、家屋の用途を居住用に変更した場合や、住宅を建て替え中の土地も一定の要件を満たす場合は住宅用地の特例措置があります。くわしくは、資産税課へ問い合わせてください。

● 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が所有する土地や家屋の価格と、市内のほかの土地や家屋の価格を比較し、適正に評価されているかどうかを確認することができます。

期間中のみ土地価格等縦覧帳簿(土地の表示や価格を記載)、家屋価格等縦覧帳簿(家屋の表示や価格を記載)を縦覧できます。

期 間 4月1日～4月30日

手数料 無料

※土地を所有する人は土地のみ、家屋を所有する人は家屋のみ縦覧できます。

● 固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者は、自己の所有する固定資産について課税台帳(名寄台帳)を閲覧することができます。

また、土地や家屋について賃借権、地上権、そのほか使用または収益を目的とする権利(有償の場合に限ります。)を有する借地人・借家人等も、当該権利の設定された土地または家屋にかぎり課税台帳を閲覧することができます。

なお、借家人は、当該権利の目的である家屋のほか、その敷地である土地についても課税台帳を閲覧できます。

※権利関係を証するため、登記簿や契約書等、権利関係が明らかに分かる書面を必ず持参してください。

手数料 一回につき300円。ただし、縦覧期間(4月1日～4月30日)は無料です。

● 代理人(同居の親族を除く。)が縦覧または閲覧する場合は、本人の委任状または同意書が必要です。

● 縦覧や閲覧に際しては、本人確認書類をご持参ください。

※固定資産の価格(評価額)について不服がある場合は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間において、固定資産評価審査委員会に対し審査の申出をすることができます。また、審査の申出に対する決定に不服がある場合、決定の取消を求める訴え(裁決の取消の訴え)を提起することができます。

● 償却資産の申告について

1月1日現在、奈良市内で事業を営んでいる法人や個人で、その事業に用いることができる土地・家屋以外の事業用資産である償却資産(他に賃貸している場合も含む。)の所有者は、毎年1月31日までに申告書を提出しなければなりません。

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、令和6年3月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように耐震改修(1戸当たりの改修費用50万円超)が行われた住宅については、1戸あたり120㎡分を限度として、改修工事完了の翌年度分の固定資産税が1/2(平成29年4月1日以降に長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は2/3)減額されます。

減額を受ける人は、改修後3か月以内に「住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書」に下記の必要書類を添えて、資産税課まで申告してください。

● 必要書類

☑ 耐震基準に適合した工事であることにつき地方公共団体、建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人、登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が発行した証明書

- ☐ 耐震改修に要した費用を証する書類
- ☐ 耐震改修工事の写真
- ☐ 耐震改修の内容が分かる図面
- ☐ 認定通知書等(長期優良住宅の認定を受けて改修した場合)

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

新築後、10年以上経過した住宅で、令和6年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事(補助金を除く自己負担が50万円超)が行われた住宅(居住部分が全体の半分以上あり、床面積が50㎡以上)については、居住部分100㎡分までを限度として、翌年度分の固定資産税が1/3減額されます。

要件に当てはまる方は、改修後3か月以内に、「住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書」に領収証・工事明細書・改修箇所の図面・写真(改修前・後)・補助金等の明細等の関係書類を添えて、資産税課まで申告してください。

要件

●居住者

1. 65歳以上の人(改修工事完了の年に65歳以上になる人も含む。)
2. 要介護認定又は、要支援認定を受けた人(介護保険被保険者証の写しが必要)
3. 障害者(障害者手帳の写しが必要)

●改修工事内容

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 廊下の拡幅 | 2. 階段の勾配の緩和 |
| 3. 浴室の改良 | 4. トイレの改良 |
| 5. 手すりの取り付け | 6. 床の段差の解消 |
| 7. 引き戸への取替え | 8. 床表面の滑り止め化 |

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置

平成26年4月1日以前から現存する住宅を令和6年3月31日までの間に省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額(120㎡相当分までに限る。)を3分の1(平成29年4月1日以降に長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は2/3)減額します。

下記の要件に当てはまる人は、改修後3ヶ月以内に「住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書」に領収証、工事明細書、改修箇所の図面、工事写真(改修前・後)及び増改築等工事証明書等の関係書類を添付して資産税課まで申告してください。

要件

●居住者

1. 対象となる家屋の要件

平成26年4月1日以前から所在している家屋(賃貸住宅は除く。)であること

2. 本措置の対象となる「省エネ改修工事」の要件

次の要件をすべて満たす工事であること

- (1) 次のイの工事、又はイと併せて行うロ～ニの工事であること
 - イ 窓の断熱改修工事…この工事は必須です。
 - ロ 床の断熱改修工事
 - ハ 天井の断熱改修工事
 - ニ 壁の断熱改修工事

- (2) 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に適合すること
- (3) 省エネ改修工事後の住宅床面積が50㎡以上280㎡以下

下であること。

3. 費用要件

次のいずれかの要件を満たしていること

- ・ 省エネ改修工事に要した費用のうち自己負担額が60万円超
- ・ 省エネ改修工事に要した費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて自己負担額が60万円超

都市計画税

資産税課
 0742-34-4726

都市計画事業や土地区画整備事業に要する費用にあてするために設けられた目的税です。

●納税義務者

1月1日現在、奈良市内の市街化区域内に土地・家屋を持っている人に課税されます。

●税額の算出方法

税額は、土地・家屋の課税標準額に100分の0.25の税率を掛けて求めます。

●納期 4月、7月、11月、翌年2月の4回

納税

納税課
 0742-34-4727

納税通知書(納付書)は、税目別にそれぞれ第1期分の納付月に全納期分を郵送しますので、納期内に納めてください。

●市税の滞納

定められた納期限までに納税しないことを滞納といいます。滞納になると、まず督促状により納税を促すことになります。たとえ、滞納がきっかけした不注意であっても同じです。また、滞納した場合には、本来納めるべき税額のほかに高い利率の延滞金もあわせて納めなければなりません。

●延滞金

市税を滞納すると納期限の翌日から納付(納入)の日までの期間に応じ、税額に年14.6%(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合で計算した延滞金を納める必要があります。

ただし、各年の延滞金特例基準割合※が年7.3%の割合に満たない場合、

年14.6%の割合: その年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合

年7.3%の割合: 当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合とします。)

が、その年中に適用されます。

※平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%の割合を加算した割合をいう。

●納税相談

どうしても納期限までに納付できない場合は、納税通知書を持参のうえ、納税課で相談してください。



税金・年金



市税の収納窓口

市・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納付が従来の金融機関や市役所、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、(株)ゆうちょ銀行及び郵便局でもできます。納付書を確認のうえ、各納期限までに納付してください。

納付できるコンビニエンスストア等は、納付書の裏面で確認してください。なお、納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付書、バーコードが印刷されていない納付書、納期限の過ぎた納付書はコンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリでは取り扱いできません。

●便利な口座振替制度をご利用ください

個人の市・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)については、次の金融機関で、預貯金口座から自動振替で納税ができます。

この制度は、市税を指定の預貯金口座から全期一括または納期ごとに振替納付しますので、納付の都度、金融機関へ出かける手間が省けるばかりでなく、納め忘れの心配もない便利な制度です。

(株)南都銀行
(株)三菱UFJ銀行
(株)中京銀行
奈良信用金庫
奈良中央信用金庫
近畿労働金庫
(株)ゆうちょ銀行
(株)みずほ銀行
(株)りそな銀行
(株)三井住友銀行

(株)京都銀行
(株)関西みらい銀行
(株)三十三銀行
大和信用金庫
近畿産業信用組合
(株)百五銀行
北伊勢上野信用金庫
京都中央信用金庫
奈良県農業協同組合

※金融機関の合併等により名称が変更等される場合があります。

市税の納期

税目	期別	第1期(全期分)	第2期	第3期	第4期
市(県)民税(普通徴収)		6月15日～30日	8月15日～31日	10月15日～31日	翌年1月15日～31日
固定資産税 都市計画税		4月15日～30日	7月15日～31日	11月15日～30日	翌年2月15日～末日
軽自動車税(種別割)		5月15日～31日(全期分)			

※納期限が土・日曜日や祝日等にあたる時は、翌日または翌々日に変わります。

税務証明と台帳閲覧

各担当窓口で税に関する証明と台帳閲覧の申請をしてください。月ヶ瀬・都祁行政センターでは家屋取壊証明を除く税務証明と閲覧を、西部・北部出張所では家屋取壊証明・住宅用家屋証明を除く税務証明と固定資産課税(名寄)台帳の閲覧を、東部出張所及び東寺林連絡所では家屋取壊証明・住宅用家屋証明を除く税務証明を交付しています。本人の場合は本人確認書類、代理人の場合は加えて委任状または同意書、法人の場合は法人印または委任状が必要です。

種類	証明内容	手数料
納税関係	軽自動車継続 検査用納税証明 当該年度の軽自動車税に未納のないことが証明されます。 (継続検査を受ける際に必要です。)	無料
市民税関係	納税証明 課税額・納付済税額・未納税額が証明されます。	1件 300円
	課税証明 申告当該年度の所得の種類・金額・控除額及び課税額等が証明されます。	
	非課税証明 課税されていない理由及び所得金額等が証明されます。	
	所得証明 申告当該年度の所得の種類・金額が証明されます。	
	扶養証明 税法上の控除対象配偶者及び扶養親族であることが証明されます。※	
	事業証明 個人及び法人の営業種目が証明されます。※	
資産税関係	評価証明 物件ごとの所在地・地目・地積・家屋番号・用途・床面積・構造等及び評価額が証明されます。	1件 1,300円
	税額証明 物件ごとの課税標準額・税額が証明されます。	
	評価・税額証明 物件ごとの評価額・課税標準額・税額が証明されます。	
	家屋取壊証明 家屋が取壊されていることが証明されます。	
	住宅用家屋証明 登録免許税が軽減されるための要件を満たす家屋であることが証明されます。	
	閲覧 固定資産課税(名寄)台帳	1回 300円
	複写 地番図(奈良市地図情報公開サイトでも公開しています。)	1枚 10円

※東寺林連絡所では交付できません。

国税・県税

国税・県税についてのご案内

国税のことは 奈良税務署 ☎0742-26-1201

所得税、法人税、相続税、贈与税、酒税、消費税、石油税、印紙税等

県税のことは 奈良県税事務所 ☎0742-20-4531

県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、地方消費税、軽油引取税等

自動車税のことは 奈良県自動車税事務所

・自動車税第1課 ☎0743-51-0081

自動車税の課税、障害者減免等

・自動車税第2課 ☎0743-57-0300

自動車税、自動車取得税の申告や納付等

国民年金

 **国民年金課 ☎0742-34-4737**

国民年金は、すべての人に生涯にわたって基礎年金を支給する制度です。病気や事故で障害が残った時や、生計維持者が死亡した時の不測の事態にも備えます。自営業の人や学生、自由業の人、厚生年金に加入している人やその配偶者も、みんな国民年金の加入者となります。

加入と届け出

加入する人

年金加入者(被保険者)は、次の3種類に分かれます。

●第1号被保険者

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満で、自営業者・学生・無職の人等

●第2号被保険者

厚生年金保険や共済年金に加入している会社員や公務員

●第3号被保険者

厚生年金保険や共済組合加入者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人

任意加入

次の人たちが希望すれば加入することができます。

- ・海外に滞在している日本人(20歳以上65歳未満)
- ・国内に住所のある60歳未満の人で、老齢(退職)年金を受けている人
- ・国内に住所のある60歳以上65歳未満の人。ただし、65歳まで任意加入しても、なお受給資格を満たせない人は、特例として70歳まで任意加入できます。

国民年金の届出(第1号被保険者)

国民年金の資格を取得した時、内容の変更がある時は、必ず届けましょう。なお、届け出は国保年金課または出張所及び行政センターで手続きをしてください。

日本年金機構奈良年金事務所

芝辻町四丁目9番地の4

国民年金課 ☎0742-35-1371

(保険料の納付、基礎年金番号通知書の再交付に関すること等)

お客様相談室 ☎0742-35-1371

(年金の請求に関すること等)

ねんきんダイヤル

- ・年金事務所での相談予約専用 ☎0570-05-4890
- ・一般的な年金相談 ☎0570-05-1165

ねんきん加入者ダイヤル

- ・国民年金加入者向け ☎0570-003-004
- ・事業所・厚生年金加入者向け ☎0570-007-123

国民年金基金制度とは？

国民年金にだけ加入している自営業者、フリーランス等国民年金の第1号被保険者の方と会社員等(厚生年金加入)の方との年金額の差を解消するために創設された国民年金法の規定に基づく公的な年金制度です。

【概要】

- ・確定給付型の年金：将来受け取ることができる年金額に合わせて掛金が年齢ごとに決められています。自分で受け取る年金額を決めて掛金を設計できます。掛金は、加入年齢で決められ、払込期間終了まで変更がありません。
- ・国民年金の付加保険料は、国民年金基金に加入された場合、基金に含まれていることから別途付加保険料のみの加入納付は必要ありません。

【メリット】

- ・掛金は全額社会保険料控除となり、受け取る年金は公的年金等控除の対象になり税制上の優遇措置になります。
- ・将来の年金は終身年金が基本で長生きリスクに備えます。
- ・万が一早期に亡くなった場合には、家族に遺族一時金が支給されます。

■お問合せ・詳しい資料請求は

全国国民年金基金奈良支部

〒630-8115 奈良市大宮町4丁目255 まつもりビル2 302号室
☎0120-65-4192



税金・年金

こんな時どうする？

資格に関すること

こんな時	どうする	届出先
20歳になった時(日本国内に住所のある方に限る)	厚生年金、共済組合に加入していない方は国民年金第1号被保険者に加入します	日本年金機構より国民年金加入のお知らせと基礎年金番号通知書・保険料納付書が届きますので、原則として加入届は不要です(保険料の免除、学生納付特例を申請したい方は市役所で手続きしてください)
会社を退職した時(20歳以上60歳未満の方に限る)	国民年金第1号被保険者に加入する手続きをする	市役所
就職して厚生年金保険・共済組合に加入する時	勤務先が厚生年金保険・共済組合に加入する手続きで、国民年金の資格は喪失します	国民年金の脱退に関する手続きは不要です
結婚や退職などで、配偶者の被扶養者となった時	国民年金第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続きをする	配偶者の勤務先

こんな時	どうする	届出先
配偶者の被扶養者でなくなった時	国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きをする	市役所
基礎年金番号通知書をなくした時	再交付の手続きをする	第1号被保険者…市役所 (※市役所で受付したあと、奈良年金事務所が作成および交付するため日数を要します。急ぐ場合は運転免許証・マイナンバーカードなど本人確認書類を持参して直接奈良年金事務所へ。) 第2号被保険者…勤務先 第3号被保険者…配偶者の勤務先
より多くの老齢年金を受け取るため付加保険料も納めたい時	付加保険料納付の手続きをする	市役所
60歳になるまでに老齢年金を受け取る資格期間を満たす事ができない時	高齢任意加入の手続きをする	市役所
60歳以上で、すでに資格期間は満たしているが、年金額を増やしたい時	高齢任意加入の手続きをする	市役所
第1号被保険者が死亡した時	死亡届を提出する (遺族の方への年金給付等は奈良年金事務所へ)	市役所
第1号被保険者が海外へ転出する時	国民年金から脱退する手続きをする	市役所
海外に住む日本人で国民年金を納めたい時(厚生年金保険、共済組合加入者や第3号被保険者を除く)	任意加入の手続きをする	国内協力者がいる時…市役所 国内協力者がいない時…奈良年金事務所
海外から国内に転入する時	国民年金第1号被保険者に加入する手続きをする(厚生年金保険、共済組合加入者や第3号被保険者を除く)	市役所

保険料の納付や免除に関すること

こんな時	どうする	手続き・申請先
納付書を紛失した時	再発行の手続きをする	奈良年金事務所
収入が少なく、納付が困難な時	免除(全額・4分の3・半額・4分の1)の申請をする	市役所
50歳未満の被保険者で収入が少なく、納付が困難な時	納付猶予の申請をする	市役所
学生で収入が少ない時	学生納付特例の申請をする	市役所

老齢基礎年金の受給に関すること

こんな時	どうする	請求・相談先
老齢基礎年金を請求する時	老齢基礎年金の請求書を提出する	第1号被保険者のみ…市役所 第3号被保険者を含む場合…奈良年金事務所
老齢基礎・厚生年金額がいくらになるか知りたい時	年金額試算をする	奈良年金事務所

保険料の納付

保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになっています。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低10年以上の保険料を納めることが必要です。40年に満たない場合は、期間により減額されます。保険料を個別に納めるのは第1号被保険者のみで、第2号・第3号被保険者については、厚生年金・共済組合の制度で納めていきます。

●定額保険料

月額16,590円(令和4年度)

●付加保険料

月額400円(第1号被保険者で希望する人)

保険料の支払証明

国民年金保険料控除証明書の送付について

所得税法の改正により、年末調整や確定申告を行う場合「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付等が義務づけられました。社会保険料控除証明書は年末調整時期または確定申告時期に日本年金機構から送付されます。

保険料の免除制度

申請免除(全額免除・一部免除[4分の3・半額・4分の1免除])

保険料の納付が困難な場合に免除を申請すると、免除申請者・配偶者・世帯主の申請する年度の前年中の所得をもとに、日本年金機構が審査し、承認されると保険料の全額または一部が免除されます。

●承認対象となる期間

7月から翌年6月分までの12か月保険料が免除されます。

学生納付特例

第1号被保険者である学生は、本人の前年所得が一定の額以下であれば、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

●承認対象となる期間

4月から翌年3月分までの12か月の保険料が猶予されます。

納付猶予

50歳未満の被保険者が保険料の納付が困難な場合には、猶予申請者及び配偶者の申請する年度の前年中の所得をもとに、日本年金機構が審査し、承認されると保険料の納付が猶予されます。

●承認対象となる期間

7月から翌年6月分までの12か月保険料が猶予されます。
※全額免除・納付猶予には継続免除制度もあります。

●産前産後期間の免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
(多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の
3か月前から6か月間)、国民年金保険料は免除されます。

この免除期間は65歳からの老齢基礎年金を計算する上で保険料を
納めた期間として計算されますので、既に免除・納付猶予・学生納
付特例に該当する人もこの産前産後期間の免除が優先されます。

なお、厚生年金や共済組合に加入中の人は既に産前産後
期間の保険料免除制度については勤め先に申し出てくだ
さい。また第3号被保険者(いわゆるサラリーマンの妻)は
保険料の納付がありませんので変更ありません。

年金の給付

国民年金では、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3つの基礎年金の中から請求により給付の条件を満たせば一人一年金が支給されます。

種 類	給付の条件	年金額(令和4年度)
老 齢 基 礎 年 金	10年以上保険料を納めた人(保険料免除期間も含む) に65歳から支給。希望すれば、60歳から受けられます が、年金額は減額されます。また、開始年齢を遅らせて、 増額された年金を受けることもできます。	満額 777,800円 【計算式】 $777,800円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料全額免除月数} \times 1/2 + \text{保険料4分の3免除月数} \times 5/8}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$ 加入可能年数は昭和36年4月以降の20歳から60歳までの年数
障 害 基 礎 年 金	- 国民年金に加入しているとき、もしくは日本国内に住 む人で60歳以上65歳未満のときに病気やけがの初診 日があり、障害認定日(初診日から1年6ヶ月を経過した 日)に国民年金法で定める障害等級1級、または2級であ ると認められたとき(年金加入期間のうち、初診日の属 する月の前々月までに保険料納付済期間と保険料免除 期間を合算して3分の2以上の保険料納付要件に該当 するか、もしくは、直近の1年に未納がないことが必要) 20歳前に病気やけがの初診日がある人で、20歳になったと き(初診日から1年6ヶ月経過した障害認定日が20歳以降の ときはその日)に国民年金法で定める障害等級1級、または2 級であると認められたとき(本人の所得による支給制限あり) (注意)身体障害者手帳の1級・2級とは異なります。	1級 972,250円 } +子の加算※ 2級 777,800円 } ※1人目、2人目までは1人につき223,800円、3人目以降は1人につ き74,600円、「子」とは18歳に到達する年度末までか障害等級1・ 2級に該当する場合は20歳未満までをいいます。
遺 族 基 礎 年 金	国民年金に加入している人や、老齢基礎年金を受ける資格のあ る人が死亡した時、その人に生計を維持されていた子がいる配 偶者または子に支給。「子」とは18歳に到達する年度末までか 障害等級1・2級に該当する場合は20歳未満までをいいます。 ※死亡した人の加入期間のうち、死亡日の属する月の 前々月までに保険料納付済期間と保険料免除期間を 合算して3分の2以上の保険料納付要件に該当する か、もしくは、直近の1年に未納がないことが必要	子がいる配偶者に支給 777,800円+子の加算 (1人目、2人目までは1人につき223,800円 3人目以降は1人につき74,600円) 子に支給 1人のとき 777,800円 2人のとき 1,001,600円



税金・年金

国民年金独自の給付

第1号被保険者の人たちには、次のような独自の給付があります。

●付加年金

定額の保険料に月額400円の保険料を上乗せして納めると、納めた
月数×200円の金額(年額)が老齢基礎年金に加算されて受け取れます。

●寡婦年金

老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けな
いで死亡した場合に、婚姻期間が10年以上あった妻に、60
歳から65歳になるまでの間支給されます。年金額は、夫が
受給できた老齢基礎年金の4分の3の額です。

●死亡一時金

第1号被保険者として3年以上の国民年金の保険料を納めた人が、
年金を受給しないで死亡した時、その遺族に支給されます。ただし、
その遺族が遺族基礎年金を受けられるときには支給されません。

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったために、障害年金を
受けられなかった人へ特別障害給付金制度があります。

●支給の対象は

- 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生で
あって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日
があり、現在、障害基礎年金1,2級相当の障害に該当する人

- 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被
用者年金(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者で
あって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初
診日があり、現在、障害基礎年金1,2級相当の障害に該当
する人

●支給額(令和4年度)は

1級(月額)…52,300円

2級(月額)…41,840円

※所得によって支給制限となる場合があります。老齢年金等を受
給されている場合は、支給制限があります。

※請求は65歳の誕生日の前々日までにする必要があります。

老齢基礎年金の請求先

1. 国民年金のみの加入者

①第1号被保険者期間のみの人

→市役所国保年金課国民年金係

②第3号被保険者期間のある人や、合算対象期間

(カラ期間)の必要な人 → 奈良年金事務所

(☎0742-35-1371)

2. 厚生年金保険、船員保険、共済組合の加入者や加入期間 のあった人

奈良年金事務所もしくは各共済組合で請求してください。